

○新十津川町長の権限に属する事務の委任に関する規則

平成12年3月27日規則第37号

改正

平成16年12月21日規則第34号

平成18年3月31日規則第9号

平成27年3月30日規則第5号

平成27年3月31日規則第15号

新十津川町長の権限に属する事務の委任に関する規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定により、町長の権限に属する事務の一部を新十津川町に属する執行機関に委任することについて必要な事項を定めるものとする。

(委任事務)

**第2条** 町長は、次に掲げる事務を新十津川町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に委任する。

- (1) 教育委員会の所管に属する使用料及び手数料の徴収及び減免に関する事務
- (2) 教育委員会の所管に属する施設（学校その他の教育機関の施設を除く。）の管理に関する事務
- (3) 新十津川町奨学金等貸付条例（平成10年新十津川町条例第41号）の定めるところによる奨学金等の貸付けに関する事務
- (4) 新十津川町児童生徒就学援助条例（平成18年新十津川町条例第14号）の定めるところによる児童生徒の就学援助に関する事務
- (5) 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済に関する事務
- (6) 私立幼稚園に関する事務
- (7) 青少年育成センターに関する事務
- (8) 総合教育会議に関する事務

2 町長は、次に掲げる事務を新十津川町農業委員会（以下「農業委員会」という。）に委任する。

- (1) 農業委員会の事務処理に関する手数料の徴収及び減免に関する事務
- (2) 独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）第10条の規定により独立行政法人農業者年金基金から委託を受けた事務
- (3) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）に定める利用権設定等促進事業（公告及び通知を除く。）に関する事務
- (4) 農業経営基盤強化促進法による不動産登記に関する政令（昭和55年政令第288号）に定める嘱託登記に関する事務
- (5) 農地法（昭和27年法律第229号）第18条に規定する農地等の賃貸借の解約等の許可に関する事務
- (6) 農地法第4条及び同法第5条に規定する農地転用の許可に関する事務

(協議)

**第3条** 教育委員会又は農業委員会は、前条の規定により委任を受けた事務であって特

に重要若しくは異例と認められるもの又は解釈上疑義があるものについては、あらかじめ町長と協議しなければならない。

**附 則**

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 新十津川町長の権限に属する事務の一部を新十津川町農業委員会に委任する規則（平成7年新十津川町規則第20号）は、廃止する。

**附 則**（平成16年12月21日規則第34号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成18年3月31日規則第9号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

**附 則**（平成27年3月30日規則第5号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則**（平成27年3月31日規則第15号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。